



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県総合福祉センターの利用料金の承認（福祉政策課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（宮古土木事務所）…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第394号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合福祉センターの利用料金を承認した。

令和元年11月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県総合福祉センター
- 2 指定管理者 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 施設利用料金

区分	利用料金の額					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～17時	13時～21時	9時～21時
多目的ホール	6,600円	13,200円	13,200円	19,800円	26,400円	33,000円
会議室（小）	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円
会議室（中）	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
会議室（大）	2,520円	5,160円	5,160円	7,700円	10,330円	12,860円
介護実習室	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
研修室（中）	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
研修室（大）	2,520円	5,160円	5,160円	7,700円	10,330円	12,860円
視聴覚室	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
教室（小）	1,100円	2,200円	2,200円	3,300円	4,400円	5,500円
教室（中）	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
教室（大）	2,520円	5,160円	5,160円	7,700円	10,330円	12,860円

ボランティア室	1,420円	2,960円	2,960円	4,400円	5,930円	7,360円
結プラザ	1時間につき2,200円 野外ステージを併せて使用する場合 1時間につき2,750円					
ロビー展示場	1日につき2,200円					
アルコープ展示場	1日につき1,100円					

備考

1 許可された利用時間を超過して利用する場合における当該超過した時間に係る利用料金（以下「超過料金」という。）の額は、次のとおりとする。超過料金を算定する場合において、超過して利用した時間に1時間未満の端数があるとき、又はその時間が1時間未満であるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間として計算する。

(1) 12時から17時までは、超過時間1時間につき午後の利用料金の額の4分の1の額に100分の120を乗じた額

(2) 17時後は、超過時間1時間につき夜間の利用料金の額の3分の1の額に100分の120を乗じた額

2 多目的ホールを練習、準備等のため専用して利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の30に相当する額とする。

3 1及び2において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(2) 附属設備利用料金

ア 多目的ホール

種別	品目	単位	利用料金の額
舞台器具	演台	1台	300円
	司会者卓	1台	150円
	花台	1台	100円
音響映像器具	ダイナミックマイク	1台	200円
	ワイヤレスマイク	1台	410円
	演台用マイク	1台	200円
	CDプレーヤー	1台	510円
	MDプレーヤー	1台	510円
	LD/DVDプレーヤー	1台	2,710円
	カセットテープレコーダー	1台	510円
	ビデオテープレコーダー（再生）	1台	2,710円
	ビデオテープレコーダー（録画）	1台	1,670円
	プロジェクター	1台	2,710円
照明器具	サスペンションライト（500W×24台）	1列	460円
	サイドスポットライト（500W×12台）	1式	300円
	センタースポットライト（1KW×8台）	1式	300円
	フォロースポットライト（1KW×2台）	1式	100円

備考 多目的ホールの附属設備利用料金は、1ステージごとに徴収する。ただし、長時間連続して利用

する場合は、4時間ごとに1ステージとみなす。  
イ 研修室等

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ダイナミックマイク	1台	200円
	ワイヤレスマイク	1台	410円
	CDプレーヤー	1台	410円
	カセットテープレコーダー	1台	300円
	DVDプレーヤー	1台	1,300円
	ビデオテープレコーダー	1台	1,300円
	ビジュアルプレゼンター	1台	1,300円
	プロジェクター	1台	1,300円

ウ ロビー等

種別	品目	単位	利用料金の額
その他	展示パネル	1枚	50円

備考 展示パネルの利用料金は、1日を単位とする。  
エ 結プラザ

種別	品目	単位	利用料金の額
音響映像器具	ワイヤレスマイク	1台	410円
	ワイヤレスアンプ	1台	510円
その他	折りたたみイス	1脚	20円

オ 冷房設備

区分	単位	利用料金の額
多目的ホール	1時間につき	2,080円
会議室(小)	〃	230円
会議室(中)	〃	460円
会議室(大)	〃	710円
ボランティア室	〃	460円

備考 教室(小)は会議室(小)と同じ区分とし、介護実習室、研修室(中)、視聴覚室及び教室(中)は会議室(中)と、研修室(大)及び教室(大)は、会議室(大)と同じ区分とする。

#### 沖縄県告示第395号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第566号で同意の認定をした今帰仁加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年11月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月1日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月21日 沖縄県指令宮土第99号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字西里1455番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目80番1号A Sビル6 F  
パイン株式会社 代表取締役 廣瀬佳正
- 5 検査済証番号 令和元年9月30日 M第5号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月25日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---